

# 美濃(三野)国の郡(評)の初見について

The First Appearances of the counties of Mino Province

近藤大典

Daisuke Kondo

岐阜県博物館

## 要旨

美濃国が所管する郡の成立については、昭和四十六年刊行の『岐阜県史 通史編 古代』(野村ほか、1971)において初見史料が整理され、建郡時期の明らかかな石津・池田・席田・群上の四郡を除く、多芸以下の十四郡について「八世紀初頭の段階で、ここにあげたすべての郡が存立したと断言はできないにしても、そのほとんどが成立していたとみて、誤りないのではなからうか。」とされている。『岐阜県史』刊行後、木簡の出土数が増加し、とくに七世紀後半の評制下の状況をより詳しくみるこ  
とができるようになりつつある。今回、その木簡を加え、あらためて美濃国所管の郡(評)の初見史料を整理し、不破・大野・厚見・各務・山県・武義・賀茂・可児の八評が、『岐阜県史』時点より初見がさかのぼることを確認した。

## はじめに

『岐阜県史 通史編 古代』(以下、『県史』と略称する。)は、昭和四十六年(一九七二)三月に刊行されてから四十年以上経つが、現在でも県の歴史をひもとくうえでの基礎文献である。ここで取り上げる美濃国の郡(評)については、「第三章 律令体制の完成と上昇、第三節 濃飛両国の諸郡と郡司、一 濃飛両国の諸郡」(野村ほか1971)に記述がある。そこでは、美濃国所管の郡、『延喜式』では多芸以下十八郡あるが、そのうち奈良時代以降に建てられたことが明らかかな四郡を除く十四郡について、古文書・古文獻を中心に当時最新の史料であった木簡もまじえ、初見が整理されている。そして、大宝令制下における郡の前身である七世紀後半の評段

階の状況も踏まえて、「八世紀初頭の段階で、ここにあげたすべての郡が存立したと断言はできないにしても、そのほとんどが成立していたとみて、誤りないのではなからうか。」とまとめられている。

その結論について変更はないが、『県史』刊行後、七世紀後半の評制下の木簡が、奈良県高市郡明日香村の飛鳥池工房遺跡や石神遺跡をはじめとした飛鳥・藤原地域において相次いで出土し、当時に比べ関係史料が増加した。また、例えば奈良文化財研究所によって、評制下の荷札木簡が集成される(奈文研、2006)など、質・量ともに増加した木簡を利用し、もともと史料の少ない地方の古代史をあらためて検討する環境が整いつつあるといえる。一方、評制下の木簡をもとに、律令国家形成期における地方制度の理解についても研究が深められている(市、2010)。そこで、それらの成果に基づき、現時点(平成二九年(2017)一月)における美濃国の郡(評)の初見をあらためて整理したいと思う。

なお、国・郡(評)の地名表記については、評制下と奈良時代以降、『延喜式』とは相違する場合がある。美濃の国名表記は、評制下を中心とした「三野」以降、「御野」↓「美濃」と変遷したことがわかつている。本稿では、煩雑ではあるが、原則として「美濃」で記述し、史料引用の際はその表記にしたがう。また、郡(評)名についても、『延喜式』の表記は、和銅六年(七二二)の好字令以降に整えられたものも含むと考えられ、それ以前、とくに評制下とは相違する例が多く、郡によっては複数の表記がある場合もある。そのため、これも本稿では、原則として『延喜式』の表記で記述し、史料引用の際はその表記に従う。

## 一 美濃国所管の郡

美濃国所管の郡については、『延喜式』民部上諸国条に次のようにある。

美濃国上管 多芸 石津 不破 安八 池田 大野 本巢 席田 方県

厚見 各務 山県 武義 群上 賀茂 可児 土岐 恵奈

多芸以下十八郡あり、これは『和名類聚抄』でも同様である。このうち、石津・池田・席田・群上については建郡が奈良時代以降である。以下、建郡の順にみていく。

席田郡は、和銅八年(七二五)に本巢郡を割いて建てられた(『続日本紀』(以下、

『統紀』と略称する。) 靈龜元年七月丙午条)。

池田郡は、『県史』では『統日本後紀』嘉祥二年(八四九)七月癸酉条を初見とし、その建郡時期を「九世紀半ば前ごろと推測することも可能であるが、条里遺構の検討からすると、八世紀初めの和銅・養老ごろとみる推測も可能」としている。しかし、その後、名古屋市博物館所蔵『和名類聚抄』の「承和四年割安八郡池田郡」(名古屋市博物館、1992)とする記述が明らかとなり、その建郡が承和四年(八三七)であることがわかった。

石津郡、群上郡については、斉衡二年(八五五)にそれぞれ多芸郡、武義郡を割いて建てられている(『日本文徳天皇実録』斉衡二年閏四月丁酉条)。

これら席田・池田・石津・群上の四郡を除き、大宝令施行時、あるいは、それ以前に立郡(評)がさかのぼる可能性があるのは十四郡で、その時期以前に廃止された未知の郡(評)の存在も考慮すると十四郡+αとなる。

## 二 各郡(評)の初見

十四郡各個にあらためて初見を整理していきたい。

### ①多芸

『県史』では和銅二年(七〇九)十月二十五日付の「弘福寺田畠流記帳」を初見としている。しかし、『県史』が落としたのか、新史料ではないが『統紀』大宝二年(七〇二)三月庚寅条に「美濃国多伎郡」とみえるので、こちらが初見であり、この箇所『県史』は修正の必要があると考えられる。

### ②不破

『県史』では『統紀』大宝二年(七〇二)十一月庚辰条を確実な初見とするが、次の乙酉年(六八五)の年紀がある木簡が発見され、天武朝に存在したことが明らかとなった。

石神遺跡出土木簡(奈文研、2006)

・乙酉年九月三野国不<sub>口</sub>

・評新野見里人止支ツ<sub>俵六斗</sub>

なお、『日本書紀』(以下、『書紀』と略称する。)天武天皇元年(六七二)六月

丁亥条には「入不破。比及郡家」とあり、不破郡(当時は評)の存在を前提にした記述で、これを初見とすることもできるが、『県史』は壬申の乱後に不破郡が多芸郡の北部を割いて立てられたとする見解があることを考慮し、大宝二年の記事を「確実な初見」としている。木簡により、乙酉年(六八五)には存在していたことが明らかとなり、その立評は、壬申の乱後であれば、六七二ないし六七三年から六八五年までの間と絞り込むことができるようになった。ただし、壬申の乱以前の立評の可能性も残っている。

### ③安八

『書紀』天武天皇元年六月壬午条の「安八磨郡」が『県史』時点の初見で、現在でもそれをさかのぼる史料は確認されていない。ただし、七世紀第4四半期に属するとされる「三野国安八麻評」(奈文研、2006)と記された木簡が飛鳥京跡苑池から出土しており、評制下での実在が裏付けられている。

### ④大野

『県史』では『統紀』大宝二年七月乙亥条を初見とする。美濃国関係の評制下の木簡は、他国に比較しても出土数が多いとされるが、その中でもとくに大野に関係したものの出土が相次いだ。年紀のわかる木簡で最も古いものは、石神遺跡出土の庚辰年(六八〇)の荷札木簡(奈文研、2006)で、それにより大野は天武朝にさかのぼって実在が確認できた。

〔庚カ〕 三野大野<sub>口</sub>〔評カ〕

・<sub>口</sub>辰年 大<sub>口</sub>五十戸<sub>田カ</sub>

・<sub>口</sub>部稻耳六斗<sub>削り残りカ</sub>

169・30・6 033 檜・板目

また、飛鳥池工房遺跡から次の木簡が出土している。

・丁丑年十<sub>口</sub>

・伊<sub>口</sub>〔和太カ〕

(47)・(10)・4 081 檜・板目

奈文研(2006)では、この木簡は美濃国からの荷札の可能性が高いと考え、そ

の場合、大野郡石太郷にあたりと推定されている。これに従うと、大野は丁丑年（六七七）に存在したとみることが出来る。

なお、裏面の「部」は、実際の木簡ではカタカナの「ア」のように記されているが、これは「部」のおおざとを用いた略字である。本稿では、便宜上、正字の「部」で示している。以下、⑦厚見、⑧各務、⑩武義、⑪賀茂、⑫可児、⑬土岐で引用した木簡も同様である。

### ⑤本巢

『県史』では大宝二年御野国本實郡栗栖太里戸籍を初見とする。『県史』以降、藤原宮跡から「本須郡」（奈文研、1978）と記した木簡が報告されている。藤原宮からの出土であるが、郡制下のものなので大宝以降で、現時点で初見は変わらない。

### ⑥方県

『県史』では大宝二年御野国肩原郡肩々里戸籍を初見とする。『県史』以降、平城宮跡から「□□「方県カ」郡」（奈文研、1981）と記された和銅四年（七一一）の年紀をもつ木簡が出土しているが、現時点で初見は変わらない。

### ⑦厚見

『県史』では天平勝宝二年（七五〇）四月二十二日の美濃国司解を初見とするが、その後、評制下の荷札木簡が出土している。

石神遺跡出土木簡（奈文研、2006）

〔三カ〕

・□野国厚見評草田五十戸

〔田カ〕〔赤カ〕

・□□部支田□□米五

（145）・22・5 039 檜・柎目

この木簡に年紀は記されていないが、「五十戸」とあることから、五十戸を里と表記する前の天武朝以前の木簡といえる（市、2010）。厚見は、初見が大幅にさかのぼった一例である。

### ⑧各務

『県史』では大宝二年御野国各牟郡中里戸籍を初見とするが、次の木簡によって評制下の己亥年（六九九）に存在したことが確認された。

藤原宮跡出土木簡（奈文研、2006）

・己亥年九月三野国各□□〔牟カ〕

・汗奴麻里五百木部加西俵

（163）・24・4 019 檜・柎目

### ⑨山県

『県史』では大宝二年御野国山方郡三井田里戸籍を初見とするが、次の木簡によって丙申年（六九六）に存在したことが確認された。

藤原宮跡出土木簡（奈文研、2006）

〔丙申年カ〕

・□□□七月三野□山方評

〔国カ〕

・大桑里□安□藍一石

185・23・4 031 檜・板目

### ⑩武義

『県史』では霊龜三年（七二七）の元正天皇美濃行幸に関わる記事に「務義郡」（『統紀』養老元年九月戊午条）とあるのを初見としたが、次の木簡によって、天智朝の乙丑年（六六五）に存在したことが確認された（以下、便宜上、この木簡を乙丑年木簡と仮称する。）。

石神遺跡出土木簡（奈文研、2006）

・乙丑年十二月三野国ム下評

・大山五十戸造ム下部知ツ

従人田部兒安

152・29・4 032 檜・板目

「ム」はカタカナのムのようなものであるが、大宝二年御野国加毛郡半布里戸籍や酒船石遺跡出土木簡の七世紀後半から八世紀初頭頃の溝から出土した木簡の「牟義君」（明日香村教育委員会、2006）などにみえる「牟」の略字と考えられる。

この木簡は、現在のところ、国一評一五十戸の地方行政制度をうかがうことが出来る最古の木簡であること、部民制とは無関係な五十戸が編成されていることなど、その評価が律令国家の形成史を考える上で大きな意味をもつ木簡として、大変重要な史料となっている。乙丑年木簡は、そのような全国におよぶ評価とは別に、武義郡の歴史を考える上でも大きな意味をもっている。以下、本稿の趣旨とはやや離れるが、この木簡を題材に武義郡の歴史に関わって一点述べておきたい。

「大山五十戸」は、後の武義郡大山郷（『和名類聚抄』）にあたりと考えられる。



図 武義郡大山郷・損可郷比定地

※この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図（岐阜・関・金山・美濃加茂）を使用したものである。

※各郷は、現在の地名を残存地名ととらえ、おもに『岐阜県の地名』（日本歴史地名体系 21, 平凡社, 1989）を参照して示した。

※大山神社は、現社地が『延喜式』までさかのぼるかは不明。

大山郷の地は、地名がみえる賀茂郡富加町大山に比定されている。なお、東側の美濃加茂市伊深町には武義郡損可郷が、川浦川を挟んで南側の賀茂郡富加町羽生には賀茂郡殖生郷（大宝二年戸籍では加毛郡半布里）が比定されている。この大山里（郷）については、その比定地が現在も賀茂郡富加町に所屬しているように、武義郡と賀茂郡が接する位置にある。また、大山郷と関係が深いと考えられる大山神社が『延喜式』で賀茂郡に記載されていることから、武義郡と賀茂郡の間での大山郷の帰属問題については以前より注目されていた（例えば阿部, 1923・式内社研究会, 1986など）。近年では、『新修関市史』（河合ほか, 1996）が、武義・賀茂両郡の郡界は流動的であったとし、大山に隣接する損可と合わせ、成立と変遷の過程を詳細に推測してい

る。さて、乙丑年木簡の出現により、大山里（郷）及び損可里（郷）の成立、帰属する郡の問題などについて、あらためて検討する必要があるのではないかと考える。

『新修関市史』における大山里（郷）の成立と変遷に関する推測は以下のようである。成立については、損可・大山の比定地における条里水田の班給面積が一つの里を設定するには狭すぎることから、加毛郡半布里と併存していた可能性は薄く、一方、加毛郡半布里の班給面積の不足という事態とあわせ、伊深の条里水田は「半布里の人々への班給にあてられたとみるほうが合理的」とし、伊深および大山は「大宝二年の段階では半布里に、ということは加毛郡に含まれていたと考えるほうが自然であろう。その後、人口の増加や耕地の拡大などにより一郷が設定されたのであろう」とされている。また、後述する郷里制下の木簡Aをもとに損可郷がその時点で確実に存在したことに触れつつ、天平勝宝二年四月二十二日美濃国司解に「武義郡損可郷」がみえることと『和名類聚抄』で大山郷が武義郡に属することから、「八世紀初めには賀茂郡に属していた両郷が、後に武義郡に編入されたことになる」とされる。そして最後に、大山郷を武義郡に記載する『和名類聚抄』の郷名が九世紀前半の状態と最もよく一致するとする池邊彌（『和名類聚抄郡里驛名考證』）の説を受け、「『延喜式』の神名帳には、大山郷にあったと思われる大山神社が載せられているが、その所在地は賀茂郡とある。九世紀前半には確実に武義郡に属していた大山郷が、こんどは一〇世紀初めには賀茂郡に属していたのである」とされている。

十世紀の状況については、ここでは触れない。一方、両郷の成立についての推測に関しては、乙丑年木簡の出現が再考を迫るものとなったと考える。木簡によって六六五年時点で、後の「武義郡大山郷」にあたる「ム下評大山五十戸」が存在したことが明らかとなった。少なくとも大山は、大宝二年時点の条里水田の班給面積の問題とは無関係に、五十戸として成立していたと捉えることができ、『新修関市史』が指摘するその問題は成立を考える上での根拠にならないといえるのではないかと。

次に所屬郡についてである。大山についてはすでに評制下において「ム下評」、後の武義郡に属しており、また成立の根拠が揺らいだとしても、賀茂郡から武義郡に所屬がかわることを想定する必要をあまり感じない。今後、八世紀代の大山里（郷）に関する木簡の出土が期待されるところである。

一方、揖可郷については、天平勝宝二年に武義郡に属していたことは明らかであるが、それに加え、以下の注目すべき二点の木簡がある。

A 平城宮跡出土木簡（奈文研、1987）

揖可郷高倉里山下部荒□□ (200) × (16) × 4 039

B 平城京二条大路条間路出土木簡（奈文研、1998）

〔武義郡カ〕  
□□□□□郷高□里□

□亀元年 (145)・(10)・3 081

『新修関市史』でも触れられているように、Aによって所属郡が不明ながら、郷里制下（七一七～七三九末・七四〇初頭）には「揖可郷」が存在したことが確実である。Bも同じ郷里制下の木簡である。残念ながら郡郷名が明瞭でないが、郡名は「武義郡」と読めるのではないかとされている（現物は確認していないが、奈良文化財研究所が公開している木簡データベースに掲載された写真を見る限り「武義」でよいと思われる。）。ここで注目されるのは、「高□〔倉カ〕」とされている木簡Bの里名である。高倉里であれば、Aを参考に揖可郷高倉里にあたる可能性があり、郡名が武義郡とすると、郷里制下の遅くとも神亀元年（七二四）には武義郡に揖可郷が存在したとみることが可能になる。「八世紀初めには賀茂郡に属していた」が、「後に武義郡に編入されることになる」（河合ほか、1996）との推測は、大山と同じくそれほど短期間に所属郡を変更する必要があったのか疑問である。現時点で明確な証拠はないが、『新修関市史』の揖可郷に関する成立から所属郡の変更に關する推測についても大山郷と同様にやはり疑問であるといわざるを得ないのではないか。

以上、大山里（郷）・揖可里（郷）の成立と『和名類聚抄』までの動きを推測する『新修関市史』について、おもに乙丑年木簡を材料に疑問を呈した。基本的には、成立から少なくとも九世紀代頃までは両郷とも武義郡に属していたとみてよいと考える。

#### ⑪賀茂

『県史』時点では大宝二年御野国加毛郡半布里戸籍を初見としたが、次の戊子年（六八八）の年紀をもつ木簡から評制下の存在が確認された。

飛鳥京跡苑池出土木簡（奈文研、2006）

・戊子年四月三野国加毛評

・度里石部加奈見六斗

181・22・5 011 檜・板目

なお、石神遺跡出土の辛巳年（六八一）の年紀をもつ木簡に「可毛評」（奈文研、2003）とみえるが、周辺から美濃国に関わる木簡が多数出土していることから、これも美濃国の「可毛評」の可能性が高いとされている。その場合、戊子年をさらにかのぼって存在が確認できることになる。

#### ⑫可見

『県史』時点では天平勝宝二年の美濃国司解を初見とするが、飛鳥池工房遺跡から丁丑年（六七七）の年紀をもつ木簡が出土し、その存在が大幅にさかのぼって確認できた。

飛鳥池工房遺跡出土木簡（奈文研、2006）

丁丑年十二月次米三野国 加爾評久々利五十戸人  
物部古麻里

146・31・4 031 檜・板目

#### ⑬土岐

『書紀』天武天皇五年（六七六）四月己未条が初見である。飛鳥池工房遺跡から丁丑年（六七七）の年紀をもつ木簡が出土し、評制下における存在が裏付けられた。

飛鳥池工房遺跡出土木簡（奈文研、2006）

・丁丑年十二月三野国刀支評次米

・惠奈五十戸造阿利麻  
春人服部枚布五斗俵

151・28・4 032 檜・板目

#### ⑭惠奈

『県史』は、天平勝宝二年の美濃国司解を初見とするが八世紀初めには存在したとみている。⑬土岐で引用した飛鳥池工房遺跡から出土した木簡の「刀支評惠奈五十戸」の記載により、惠奈は「刀支評」の五十戸の一つであったことが新たに判明し、丁丑年（六七七）には評として成立していなかったことが明らかとなった。現時点で、惠奈郡の初見は『県史』と変わっておらず、丁丑年以降、天平勝宝二年までの間に土岐郡（評）を割いて成立したと考えられる、としか言えない状況である。

以上、『延喜式』における美濃国所管で、評制下から大宝令施行前後に存在したと考えられる郡(評)の初見を整理した。なお、①～⑭以外に明確に美濃国が所管すると考えられる未知の評に関する史料は、現時点で確認できない。

おわりに

以上のように、『県史』以降、数を増した七世後半、評制下の木簡により、『県史』より初見がさかのぼったのは、不破・大野・厚見・各務・山県・武義・賀茂・可児の八評である。

美濃国所管の評は、この八評に加え、『書紀』に初見があり木簡も出土している安八と土岐を合わせると、現時点で十評の存在を確認することができる。

八世紀初頭に存在が確認できる多芸・本巢・方県については評制下にさかのぼるのか、また丁丑年(六七七)に「刀支評」の五十戸でその後どの時点で建てられたか不明な恵奈については立郡(評)時期を推定する手がかりが、そして、それぞれの評がどこまでさかのぼるのか、それらをうかがう木簡の出土が今後、期待される。

冒頭にも述べたが、四十年以上に編まれた『県史』における七世紀末から八世紀初頭の美濃国が所管する郡(評)の成立についての理解に関しては、とくに変更はなく、あらためて『県史』の見通しの正確さを認識できた。しかし、一方で、その後に出土した木簡により、評制下での状況が明らかになりつつある。発掘調査による出土という偶然性に左右されるが、今後も飛鳥・藤原地域、そして県下での木簡の出土に注視しつつ、蓄積された史料をもとにほんの一部でも『県史』時点より岐阜県の歴史の理解を進めることが出来ればと思う。

引用文献

- 阿部榮之助編、1923、濃飛兩國通史、岐阜県教育会、岐阜、230・329-330  
 明日香村教育委員会、2006、酒船石遺跡発掘調査報告書、奈良、127  
 野村忠夫ほか、1971、岐阜県史 通史編 古代、岐阜県、岐阜、242-245、引用箇所は野村忠夫執筆  
 市大樹、2010、飛鳥藤原木簡の研究、塙書房、東京

- 池邊彌、1981、和名類聚抄郡郷里驛名考證、株式会社吉川弘文館、東京、20-21・425-439  
 河合政治ほか、1996、新修関市史 通史編 自然・原始・古代・中世、関市教育委員会、岐阜、556-560、引用箇所は長瀬仁執筆  
 名古屋博物館、1992、和名類聚抄、愛知、名古屋博物館資料叢書141ウ  
 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所、2006、評制下荷札木簡集成、奈良、47-52 ※本文中では奈文研と略称する  
 奈良国立文化財研究所、1981、平城宮木簡三、奈良、145  
 奈良国立文化財研究所、1987、平城宮発掘調査出土木簡概報十九、奈良、22  
 奈良文化財研究所、2003、飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報十七、奈良、17  
 奈良国立文化財研究所、1998、平城宮発掘調査出土木簡概報三十四、奈良、31  
 奈良県教育委員会、1969、藤原宮―国道一六九号線バイパスに伴う宮域調査の成果、奈良  
 式内社研究会、1986、式内社調査報告第十三巻東山道2、皇學館大學出版部、三重、143-148